

平成 29 年 11 月 10 日

各 位

大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号  
株式会社アドバンスクリエイト  
代表取締役社長 濱田 佳治  
(コード番号 8798)  
(連絡先) 取締役 管理本部長 村上 浩一  
電話 06-6204-1193

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 29 年 12 月 20 日開催予定の第 22 回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、平成 29 年 9 月 19 日開催の取締役会において、取締役の責任と権限を明確にし、経営の効率化、意思決定の迅速化を促し、機動的な業務執行を遂行することを目的として、執行役員制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、取締役の員数の上限を 7 名から 11 名に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (条文省略) (新設) <u>(16)</u> (条文省略)	第 1 章 総則 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (現行通り) <u>(16)労働者派遣事業</u> <u>(17)</u> (現行通り)
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。

#### 3. 日程

取締役会決議 平成29年11月10日  
株主総会決議 平成29年12月20日  
定款変更の効力発生日 平成29年12月20日

以上